

しんえい西自治会会則



令和3年4月25日改正

しんえい西自治会

しんえい西自治会会則目次

第1章	総 則	2
第1条	名 称	2
第2条	区 域	2
第3条	事務所	2
第4条	目 的	2
第5条	事 業	2
第2章	会 員	2
第6条	会 員	2
第7条	賛助会員	2
第8条	脱 退	3
第3章	組 織	3
第9条	専門部の設置	3
第10条	班の設置	3
第4章	役 員	4
第11条	役 員	4
第12条	役員を選出	4
第13条	役員の任期	4
第14条	役員の職務及び組織等	4
第15条	班 長	5
第16条	顧 問	5
第5章	会 議	5
第17条	会議の種類	5
第18条	総 会	5
第19条	役員会及び四役会	5
第20条	緊急重要事項の執行	6
第21条	定期総会及び臨時総会の成立並びに議決	6
第22条	総会の議事録	6
第6章	会計及び財産	6
第23条	会計年度	6
第24条	事業計画及び予算	6
第25条	事業報告及び決算	6
第26条	収 入	6
第27条	会 費	7
第28条	支 出	7
第29条	帳簿の整備	7
第30条	資産の管理	7
第31条	監査及び報告	7
第7章	雑 則	7
第32条	自治会及び生活共益協力金	7
第33条	会則の変更	7
第34条	細則等の制定	8
付 則		8
	しんえい西自治会役員機能組織図(第14条関係)	9
	しんえい西自治会自主防災活動組織図(第14条関係)	10
	しんえい西自治会細則	11
	班長さんのお仕事(細則別紙第1)	12
	しんえい西自治会会計処理規定(細則別紙第2)	13
	しんえい西自治会会館使用規定(別紙第3)	14

しんえい西自治会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、しんえい西自治会(以下、「本会」という。)と称する。

(区 域)

第2条 本会の区域は、札幌市清田区真栄4条1丁目13番地から20番地及び同5条1丁目並びに同6条1丁目全域を範囲とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り福祉の向上と住みよい環境を作ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 町内の防犯、防火、衛生、環境、交通安全等の向上に関する事。
- (3) 専門部活動に関する事。
- (4) 会員相互及び会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (5) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (6) 所有する資産及び委託を受けた施設の管理及び運営に関する事。
- (7) 会員の災害、不幸等の援助に関する事。
- (8) 自主防災活動に関する事業
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第6条 第2条に規定する区域に居住する者は、すべて本会に加入することができる。

2 本会に加入しようとする者は、会長または班長に届け出るものとする。

3 前項に規定する者の本会への加入は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(賛助会員)

第7条 第2条に規定する区域に事務所を置く法人またはその他の団体は、本会の賛助会員となることができる。

(脱退)

第8条 会員脱退は、次の場合とする。

- (1) 本会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人からの脱退の申し出があったとき。

第3章 組 織

(専門部の設置)

第9条 本会に次の専門部を設置し、各部の主な業務は以下に掲げる事項及び自主防災活動に関する事項とする。

(1) 総務部

庶務、渉外関係、各部の連絡調整に関する事項

(2) 会計部

本会の会費の収納等、経費に関する支払、予算、決算業務

(3) 社会福祉部

① 社会福祉、奉仕、介護、医療に関する事項

② 福祉のまち推進協力事業

(4) 青少年育成部

① 青少年育成指導に関する事項

② 町連体育部業務の連絡調整、行事参加等に関する事項

③ 清田中学校夏休みパトロール等

(5) 環境衛生部

① 地域内の清掃美化に関する事項

② きっばろクリーン推進委員兼務

③ ゴミステーションの管理運営に関する事項

(6) 女性部

女性活動に関する事項

(7) 防犯防災部

防犯防災活動に関する事項

(8) 交通安全対策部

交通安全対策に関する事項

(9) 会館担当部

自治会館の管理に関する事項

(10) IT管理部

① IT機材の構築・管理に関する事項

② IT情報保全整理に関する事項

③ IT関連の普及広報に関する事項

(班の設置)

第10条 本会の運営を円滑に行うため、本会に班を設置する。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 総務部長、同副部長
- (4) 会計部長
- (5) 社会福祉部長、同副部長
- (6) 青少年育成部長、同副部長
- (7) 環境衛生部長、同副部長
- (8) 女性部長、同副部長
- (9) 防犯防災部長(防災リーダー兼務)、同副部長
- (10) 交通安全対策部長
- (11) 会館担当部長、同副部長
- (12) IT管理部長、同副部長
- (13) 監事 2名
- (14) 上記各職(監事を除く。)の人員は、各職1名とする。ただし、必要に応じ増減及び兼職することができる。

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、監事及び各部長は、総会で選出するものとする。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じ、これを補充した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととする。

(役員職務及び組織等)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計部長は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

- (4) 防災リーダー(防犯防災部長)は、自主防災活動に関して総括的職務を行う。
- (5) 各部長は、各部を代表し担当する専門業務を行う。
- (6) 監事は、本会の会務を監査する。
- (7) しんえい西自治会役員機能組織図……………別紙第1
- (8) しんえい西自治会自主防災活動組織図……………別紙第2

(班 長)

第15条 班長は次のとおりとする。

- (1) 選出は、各班ごとに1名を選出する。
- (2) 任期は、1年とし再任を妨げない。
- (3) 職務は、班を取りまとめ会務に協力する。細部については、細則で定める。

(顧 問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じて会長の相談を受けるほか、会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 会 議

(会議の種類)

第17条 本会の会議は、総会、四役会、役員会及び専門部会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。
- 3 四役会は、会長、副会長、総務部長及び会計部長をもって構成する。
- 4 役員会は、監事を除く第11条に掲げる役員をもって構成する。
- 5 専門部会は、会員の中から選出された各専門部員をもって構成する。

(総 会)

第18条 総会は次により行うものとする。

- (1) 定期総会は、毎年4月に会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき又は役員会において臨時総会の議決があったとき、会長が招集する。
- (3) 総会は、次の事項を審議議決する。
 - ① 前年度の事業報告と会計報告
 - ② 新年度の事業と予算案
 - ③ 役員を選出
 - ④ 会則の変更
 - ⑤ 地方自治法第260条の2に定める認可に関すること。

- ⑥ 資産の管理状況
- ⑦ その他必要事項

(四役会及び役員会)

第19条 四役会及び役員会は必要の都度、会長が招集するものとする。

- 2 四役会の議長は会長があたり、議事は出席役員の全会一致とする。
- 3 役員会の議長は会長があたり、議事は出席役員の過半数をもって議決する。

(緊急重要事項の執行)

第20条 重要事項の中で特に緊急を要するものは、役員会で決議し、これを執行することができる。

ただし、この場合は、次の総会に報告しその承認を受けるものとする。

(定期総会及び臨時総会の成立並びに議決)

第21条 定期総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 議決は、出席者の過半数の賛成により決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

第6章 会計及び財産

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には会長は、総会において議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後、三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(収入)

第26条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

(会費)

第27条 本会の会費は、月額500円とする。ただし、特別事業を行うため総会において決定したときには、臨時会費を徴収することができる。

- 2 会費は、前期及び後期に区分し、各班長がまとめて会計部長に納入するものとする。
- 3 会員に特別の事情があると役員会で認めた場合は、会費を減免することができる。
- 4 納入済みの会費は、原則として返還されないものとする。

(支出)

第28条 支出は、総会において議決された予算に基づき、第5条に定める本会の事業のために行う。

- 2 会員及び同居する家族(同居していないが扶養下にある子供を含む。)には、細則で定めるところにより、弔慰を表す。
- 3 第11条で規定する役員に細則で定めるところにより謝意を表す。

(帳簿の整備)

第29条 本会の収入及び本会の所有する資産の状況を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 前項に定める帳簿について、会員が閲覧の請求をしたときは、これを閲覧させなければならない。

(会計資産の管理)

第30条 本会の所有する資産及び支出について、必要がある時は、別に会計を設けることができる。

- 2 前項の規定により、別の会計を設けるとき、又は資産を取得し、もしくは処分するときは、総会の議決を経なければならない。
- 3 会計資産の管理・運用に関し、必要な事項は細則で定める。
- 4 自治会館の運営に関し、必要な事項は細則で定める。

(監査及び報告)

第31条 監事は、毎会計年度終了後に会計監査を実施し、その結果を総会において報告する。

第7章 雑 則

(自治会及び生活共益協力金)

第32条 当自治会区域内に転入となった者は、1戸当たり1回限り、自治会及び生活共益協力金として10,000円を納入するものとする。

(会則の変更)

第33条 本会の会則の変更は、第18条の規定に加え札幌市長の認可を受けなければならない。

(細則等の制定)

第34条 会長は、役員会の承認を得て、本会の運営上必要な細則等を定めることができる。ただし、細則等を制定したときは、会長は次の総会に報告し、承認を得なければならない。

付 則

この会則は、平成5年7月4日施行した。

平成 5年1月28日一部改正(会館、テレビ施設の運用)

平成10年1月18日一部改正(役員任期)

平成13年1月14日一部改正(会計年度変更)

平成17年5月29日一部改正(細則の改正、テレビ負担金削除)

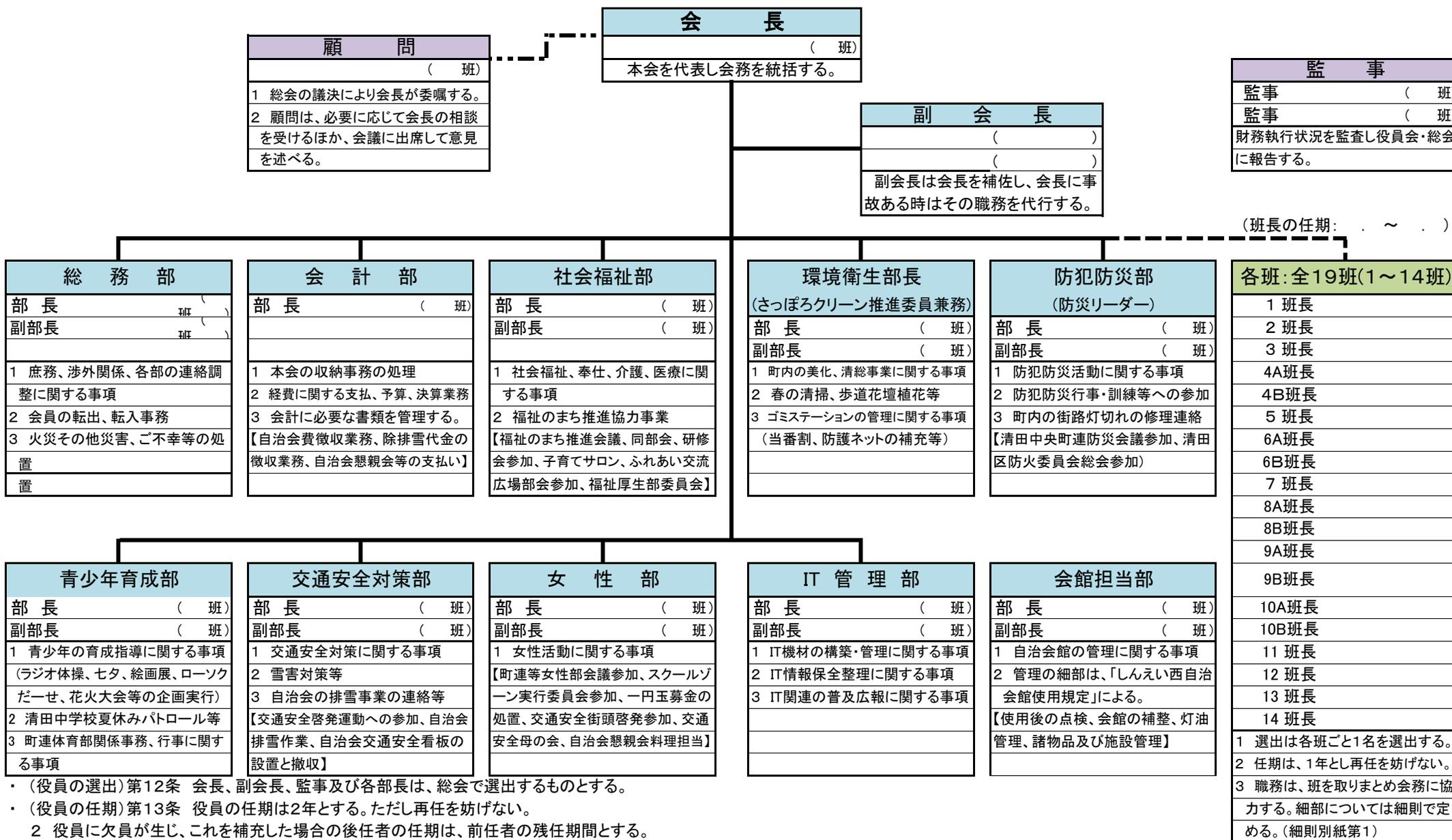
平成23年4月24日全部改正した。

平成25年4月28日一部改正した。

令和3年4月25日一部改正した。(専門部の設置、役員定数表記変更、四役会議新設、弔慰金の範囲、役員謝金明記、資産管理明記、生活共益協力金の新設)

しんえい西自治会役員機能組織図

(期間:令和〇〇年〇月~令和〇〇年〇月)



しんえい西自治会自主防災活動組織図

令和〇年〇月～令和〇年〇月

札幌市役所保健福祉局総務部	211-2932
札幌市役所危機管理対策室	211-3062
清田区役所	889-2400
清田区消防署	883-2100
清田中央街づくりセンター	884-7187
自治会本部長	
自治会防災リーダー	

特別顧問	本部長
自治会顧問 (班)	自治会長 (班)
自治会顧問 (班)	災害活動時の指揮・調整
全般的立場から本部長への助言	

副本部長(自治会副会長)
副会長 (班)
副会長 (班)
本部長の補佐及び本部長に事故ある時はその職務を代行する。

※ 表中の任務(非常時、平常時とも)に「その他本部長又は自治会長が特に命ずる事項」を追記する。



※ 各ブロックの長及び各連絡・避難・誘導・消火班の長は、自治会各年度選任の班長が就任する。

※ 14班(パティオ真栄・イエール真栄)については、災害時別途調整する。

しんえい西自治会細則

しんえい西自治会会則(以下、「会則」という。)を受け、この細則を定める。

第1条 会則第5条の目的達成の一助としての会員の慶弔、表彰について次のとおり定める。

(第5条及び第28条2項関係)

(1) 弔慰

ア 会員及び同居する家族(同居していないが扶養下にある子供を含む。)が死亡した時
金5,000円及び供花

イ 自治会の特別貢献者が死亡した時 四役会議において協議のうえ決定支出する。

(2) 慶事、謝礼、祝儀及び見舞等 四役会議において協議のうえ決定支出する。

(3) 表彰等

本会に特段の功績、顕著な活動が認められた場合、会長はこれを表彰もしくは感謝状を贈呈することができる。ただし、決定については役員会の議決を必要とする。

第2条 班長の職務 (第15条関係)

班長の職務は、別紙第1「班長さんのお仕事」による。

第3条 役員謝金 (第28条3項関係)

自治会役員謝金は、第11条に規定する役員に年1回限り次により支給する。

(1) 会長、副会長、総務部長、会計部長……………10,000円

(2) 部長(総務・会計部長を除き、総務副部長を含む)…………… 5,000円

(3) 副部長(総務副部長を除く)…………… 3,000円

(4) 前(1)~(3)の兼任者……………各役職ごとに支給する。

第4条 資産の管理及び自治会館使用規定 (第30条3、4項関係)

(1) 資産の管理……別紙第2「しんえい西自治会会計処理規定」による。

(2) 自治会館使用規定……別紙第3「しんえい西自治会会館使用規定」による。

付則

この細則は、平成5年7月4日より施行する。

平成6年1月28日一部改正した。

平成17年5月29日一部改正した。

平成23年4月24日一部改正した。(弔慰金と供花範囲の拡大、班長の職務及び資産管理方法及び自治会館使用規定)

令和3年4月25日一部改正した。(弔慰金の範囲を限定、弔慰特別貢献者の設定、役員謝金、会計処理規定の改正、生活環境保全事業負担金の廃止)

班 長 さ ん の お 仕 事

項 目	仕 事 の 内 容	担 当 役 員
1 会費等の徴収業務	① 自治会費の徴収(6月、11月) ② 自治会行事等の参加費の徴収(焼肉パーティなど) ③ 排雪負担金徴収(2月) ④ その他各種経費の徴収	会計部長
2 文書の回覧配布	・ 自治会館玄関前備え付けの文書配布箱の文書を受領し班内に回覧または配布する。 (週1回文書箱を確認すること。)	総務部長 同 副部長
3 班内の転出入者通知	・ 転入、転出等について都度連絡	
4 町内行事の取りまとめ	・ 町内行事等の参加者の調査、取りまとめ (七夕、焼肉パーティ、新年交礼会等)	各行事担当部長 または副部長
5 緊急時の連絡	・ 火災その他災害、ご不幸等発生時の連絡、お手伝い	会長、総務部長
6 町内の美化、清掃事業等	① 班員への通知、お手伝い(積極的に参加願います。) (春の清掃、歩道花壇の花植え、水やり、その他必要に応じ道路、空地の清掃等) ② ゴミステーション補修箇所の連絡等	環境衛生部長 同 副部長
7 防犯・防災事業	① 街路灯切れの連絡(電柱番号「黄色札・清田〇〇〇」) ② 防犯、防災行事への参加	防犯防災部長
8 青少年の育成指導	① 夏休みラジオ体操のお手伝い ② 幼児、児童対象事業への積極的なお手伝い	青少年育成部長 同 副部長
9 文化・教養活動	・ 講演会、講和、見学活動への積極的参加とお手伝い	担当部長、同副部長
10 女性部活動	・ 旅行、研修見学等女性活動の取りまとめとお手伝い (班長さんの奥さんは、班の女性部責任者として協力)	女性部長 同 副部長
11 健康と社会福祉活動	① 健康講座、募金活動への参加呼びかけとお手伝い ② 老人や母子家庭への奉仕のための調査、お手伝い	社会福祉部長 同 副部長
12 交通安全活動	① 交通安全、雪害対策等の連絡 ② 自治会の除排雪等の連絡等	交通安全対策部長
13 会館の使用	・ 使用についての連絡、調整 (細部は、「しんえい西自治会会館使用規定」を参照して下さい。)	会館担当部長 同 副部長
事 項	・ 自主防災活動組織図に基づく各ブロック長または副の職務及び各ブロックに示す連絡班、救出救護班、避難誘導班、消火班の各班長業務	防犯防災部長 (防災リーダー)
15 そ の 他	① 総会や各種行事及び会合にあたっては、班長さんは積極的に参加し、お手伝いをお願いします。 ② 班長会議予定(4月、7月、11月) ③ 班内から寄せられた意見や苦情は、直ちに担当の部長(在時は副部長)に連絡して下さい。なお、意見、苦情等の告者の氏名を必ず確認して下さい。	会長、副会長 総務部長 担当各部長 同 副部長

しんえい西自治会会計処理規定

1 会計資産の管理 (会則第30条3項関係)

(1) 自治会会計区分は、「一般会計」及び「特別会計」とし、総称して「総会計資産」という。

(2) 特別会計に関する事項

ア 特別会計の用途は特に定めないが、高額の備品、設備、保守、事業等をいう。

イ 特別会計の各年度予算は、前アの当該がない限り予算立案と決算報告も実施しない。

ただし、年度末に会計報告を行う。

ウ 生活共益協力金(会則第32条関係)は、特別会計に繰り入れる。

エ 特別会計は、全額金融機関の定期預金口座及び普通預金口座にあるものとし、各口座の通帳保管及び出納管理は次による。

定期預金通帳は自治会長、普通預金通帳は会計部長とし、出納管理は全て会計部長とする。

(3) 一般会計に関する事項

ア 一般会計の原資は、会員の会費、自治会活動に伴う収入及びその他の収入とする。

イ 一般会計は、普通預金及び現金からなり、各会計年度の起点は前年度の繰越額とする。

ウ 会長部長は、普通預金及び会計運用に必要な額を現金で保管し、自治会会計の支出業務の円滑化に努める。

(4) 特別会計と一般会計は必要に応じて相互の資金のやり取りを行う。

ア 会計年度途中で一般会計の総残高がマイナスになることが明らかになった場合、四役会の承認を受け必要とされる額を特別会計から一般会計に繰り入れることが出来る。

この際、繰入額の返却は要しないものとする。

イ 次年度の一般会計の繰越額が一定の額を超えた場合、四役会の承認を受け次年度一般会計運転資金を引いた額を特別会計に編入する。

しんえい西自治会会館使用規定

(会館の使用と申込要領)

第1条 会館を使用する場合は、次による。

- 1 会館の使用は、原則としてしんえい西自治会員とする。会員以外の者の使用も特別の理由がない限り認める。
- 2 申込みは、原則として使用予定3日前までに、使用目的及び責任者を定め所定の申込用紙に必要事項を記載して、会館担当部長(以下、「担当者」という。)に提出する。
- 3 会館の使用について、次に該当するものは許可しないものとする。
 - (1) 風紀上または公共の秩序維持に支障があると認めるとき。
 - (2) 建物、付属品、備付備品を傷つける恐れがあると認めるとき。
 - (3) 単なる娯楽本位の私的使用
 - (4) その他施設の使用上不相当と認めるとき。
- 4 使用順位は原則として申し込み順とするが、公共の使用その他やむを得ない場合は、日時を変更することがある。

(使用上の注意)

第2条 会館の使用にあたっては、特に次のことを守り大切に使用しなければならない。

- 1 会館内は全て禁煙とし、定められた時間を守ること。
- 2 備品その他借用具については、使用后十分確認し所定の位置に整理する。また、破損その他の事故があった場合は、速やかに担当者に連絡しその指示を受けること。また、破損時の修復費用は使用者負担とする。
- 3 火気使用後の消火確認を確実に行うこと。また、電気コンセントは全て抜き、ガスの元栓を確実に閉めること。
- 4 使用後は照明器具等のスイッチを必ず切ること。
- 5 冬期間は、特に凍結防止のため水道の水落としを必ず行い、トイレの凍結防止には十分注意を払うこと。
- 6 使用後は掃除を実施し、持ち込み物、ゴミ等は必ず持ち帰ること。
- 7 会館を使用するときは、責任者が担当者から会館出入口の鍵を受け取り、会館使用後は最終確認のうえ、担当者に鍵を返し、確認を受けること。

(使用料金)

第3条 会館の使用料金は、次表のとおりとする。

しんえい西自治会館使用料金表

(料金は1時間当たり単価を示す。)

区 分	08:00~1700		17:00~22:00		暖房料金
	一般使用	営利使用	一般使用	営利使用	
集 会 室	400円	800円	600円	1,200円	200円
和 室	200円	400円	300円	600円	100円
全 館	600円	1,200円	900円	1,800円	300円
葬儀等	会 員	時間に関係なく一泊二日の使用:20,000円			1 暖房料金は10月1日か ら4月30日までとする。
	そ の 他	時間に関係なく一泊二日の使用:30,000円			
摘 要	1 会館使用料金は、前納とする。 2 上記以外の使用は、事前許可が必要 3 延長料金は、30分単位とする				2 有料使用時の暖房料 金も同額とする。 3 延長料金は、30分単 位とする。

(営利を目的とする使用)

第4条 営利等を目的とする行事、催事とは次のものをいう。

- 1 商社等の商品展示、販売、宣伝等または説明会
- 2 政治または宗教団体等の集会
- 3 歌謡、音楽会、映画会、舞踏会等で営利を目的とした開催
- 4 その他、前各号に準ずるもの。

(使用料金の免除)

第5条 会館の使用料金は、次の各号に該当する場合は免除とする。

- 1 自治会が主催する行事
- 2 自治会員の健康増進又は文化教養等の向上のためのサークル活動
- 3 会長が認めた場合

付 則

この規定は平成 5年 7月 4日から施行する。

平成23年4月24日一部改定した。(第2条、第5条)

配 布 年 月	令和3年7月
配 布 区 分	各戸配布(1部)
配 布 責 任 者	自治会長 花松 繁